

### 第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</b> 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p><b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b> 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究の範囲 第2款 試験研究費の額 第3款 中小企業者 第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の5（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>	<p><b>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</b> 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p><b>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</b> 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究の範囲 第2款 試験研究費の額 第3款 中小企業者 第4款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の5（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p>	<p>第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p>
<p>第 42 条の 12 の 2 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場 合の法人税額の特別控除》関係</p>	<p><u>第 42 条の 12 《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人 税額の特別控除》関係</u></p>
<p>第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除》関係</p>	<p>第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除》関係</p>
<p>第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p>	<p>第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p>
<p>第 42 条の 12 の 5 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額 の特別控除》関係</p>	<p>第 42 条の 12 の 5 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額 の特別控除》関係</p>
<p>第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</p>	<p><u>第 42 条の 12 の 6 《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は 法人税額の特別控除》関係</u></p> <p>第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</p>
<p>第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p>	<p>第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p>
<p>第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係</p>	<p>第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係</p>
<p>第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施 設の特別償却》関係</p>	<p>第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施 設の特別償却》関係</p>
<p>第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係</p>	<p>第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 (障害者を雇用する場合の<u>特定機械装置</u>の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 2 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係</p> <p><u>第 47 条</u> (特定都市再生建築物の割増償却) 関係</p> <p>第 48 条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係</p>	<p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 (障害者を雇用する場合の<u>機械等</u>の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 2 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係</p> <p><u>第 47 条</u> (企業主導型保育施設用資産の割増償却) 関係</p> <p><u>第 47 条の 2</u> (特定都市再生建築物の割増償却) 関係</p> <p>第 48 条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係</p>
<p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係</p> <p>第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係</p> <p>第 56 条 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 9 (中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係</p>	<p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係</p> <p>第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係</p> <p><u>第 55 条の 2</u> (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p>第 56 条 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 7 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 8 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 9 (中小企業者等の貸倒引当金の特例) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3章 削 除</b></p> <p><b>第4章 鉱業所得の課税の特例</b> 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p><b>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</b> 第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係</p> <p><b>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</b> 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p><b>第6章 削 除</b></p> <p><b>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例</b> 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p><b>第8章 交際費等の課税の特例</b> 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b> 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係 第1款 課税対象の範囲等</p>	<p><b>第3章 削 除</b></p> <p><b>第4章 鉱業所得の課税の特例</b> 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p><b>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</b> 第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係</p> <p><b>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例</b> 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p><b>第6章 削 除</b></p> <p><b>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例</b> 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p><b>第8章 交際費等の課税の特例</b> 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b> 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係 第1款 課税対象の範囲等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p><b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p>	<p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p><b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係
第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係	第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係	第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 事業の用に供したことの意義等	第 2 款 事業の用に供したことの意義等
第 3 款 圧縮限度額の計算等	第 3 款 圧縮限度額の計算等
第 4 款 特別勘定	第 4 款 特別勘定
第 5 款 その他	第 5 款 その他
第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係	第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係
第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係	第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係
第 1 款 対象資産の範囲等	第 1 款 対象資産の範囲等
第 2 款 その他	第 2 款 その他
<b>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b>	<b>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b>
第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係	第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係
第 1 款 特殊の関係	第 1 款 特殊の関係
第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定	第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定
第 3 款 比較対象取引	第 3 款 比較対象取引
第 4 款 独立企業間価格の算定	第 4 款 独立企業間価格の算定
第 5 款 利益分割法の適用	第 5 款 利益分割法の適用

改 正 後	改 正 前
<p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p>	<p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p>
<p><b>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</b></p> <p>第66条の4の3(外国法人の内部取引に係る課税の特例)関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p><b>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</b></p> <p>第66条の4の3(外国法人の内部取引に係る課税の特例)関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<p><b>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</b></p>	<p><b>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 66 条の 4 の 4 《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係</p>	<p>第 66 条の 4 の 4 《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係</p>
<p><b>第 12 章 支払利子等に係る課税の特例</b></p>	<p><b>第 12 章 支払利子等に係る課税の特例</b></p>
<p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《対象純支払利子等に係る課税の特例》 関係</p>	<p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《対象純支払利子等に係る課税の特例》 関係</p>
<p><b>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</b></p>	<p><b>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</b></p>
<p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係 第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係</p>	<p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係 第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係</p>
<p><b>第 14 章 その他の特例</b></p>	<p><b>第 14 章 その他の特例</b></p>
<p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係</p>	<p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係</p>
<p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p>	<p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p>
<p>第 66 条の 13 《特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例》関係</p>	<p>第 66 条の 13 《特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例》関係</p>
<p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係</p>	<p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係</p>
<p>第 67 条の 3 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p>	<p>第 67 条の 3 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p>
<p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p>	<p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p>
<p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p>	<p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p>
<p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入</p>	<p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入</p>



改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 18 (国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 合併法人等</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 特定軽課税外国法人等</p>	<p style="text-align: center;">の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 18 (国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 合併法人等</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 特定軽課税外国法人等</p>

## 二 第 42 条の 5 ~ 第 48 条 ((共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5~48(共) -1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項及び第 43 条から第 48 条まで……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5~48(共) -2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項及び第 43 条から第 48 条までの規定 (同法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5~48(共) -1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 6 第 1 項、第 43 条から第 44 条の 3 まで及び第 44 条の 5 から第 48 条まで</u>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5~48(共) -2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 6 第 1 項、第 43 条から第 44 条の 3 まで及び第 44 条の 5 から第 48 条までの規定</u> (同法第 68 条の 10 第 1 項、第 68</p>

改 正 後	改 正 前
<p>項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、<u>第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36</u>……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 10 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、第 43 条から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 2 から第 48 条まで……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 7 第 1 項</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26</u>、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31 <u>及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで</u>……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 10 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、<u>第 42 条の 12 の 6</u>、第 43 条から<u>第 44 条の 3 まで</u>、<u>第 44 条の 5</u>から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 2 から第 48 条まで……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

三 第 42 条の 10 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 42 条の 10 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の<u>特別償却</u>又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 10－1 ……………</p>	<p>第 42 条の 10 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の<u>特別償却等</u>又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42 の 10－1 ……………</p> <p><u>同条第 3 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 4,000 万円以上又は 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42の10-2 ……<u>又は器具及び備品</u>……………<u>又は1,000万円以上</u>  であるかどうか……………  ……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42の10-2 ……<u>若しくは器具及び備品</u>……………<u>若しくは1,000</u>  万円以上であるかどうか<u>又は同条第3項に規定する機械及び装置若しくは器具</u>  <u>及び備品の取得価額が4,000万円以上若しくは2,000万円以上であるかどうか</u>…  ……………  ……………</p> <p><u>(開発研究用資産の償却費)</u></p> <p><u>42の10-9 措置法第42条の10第3項に規定する開発研究用資産につき同条第</u>  <u>1項の規定の適用を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第</u>  <u>42条の4第8項第10号に規定する特別試験研究費の額(以下42の10-9にお</u>  <u>いて「特別試験研究費の額」という。)に該当するものとみなされるのである</u>  <u>から、措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験研</u>  <u>究費の額に該当しないことに留意する。</u></p>

四 第42条の11の2(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>42の11の2-6 ……</p> <p>④ 1 ……</p> <p>2 ……</p>	<p>(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>42の11の2-6 ……</p> <p>④ 1 ……</p> <p>2 ……</p>

改 正 後	改 正 前
3 .....	3 ..... <u>4 当該事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等が(1)の特定事業用機械等である場合には、(1)により本通達を適用する。なお、当該事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等のうちに次のいずれもがある場合には、特定事業用機械等を平成31年4月1日前に取得等をしたものと同日以後に取得等をしたものとに区分し、それぞれ次により本通達を適用する。</u> <u>(1) 平成31年4月1日前に取得等をした特定事業用機械等 本文、算式及び注書3中「80億円」とあるのは、「100億円」とする。</u> <u>(2) 平成31年4月1日以後に取得等をした特定事業用機械等 算式中「超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額」に当該事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等のうち同日前に取得等をしたものの取得価額を含める。</u>

五 旧第42条の12(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<u>第42条の12(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)関係</u>
(廃止)	<u>42の12-1 削除</u>
(廃止)	<u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u> <u>42の12-2 措置法第42条の12第4項第11号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法</u>

改 正 後	改 正 前
	<p>人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第 138 条第 1 項第 1 号に規定する本店等を含む。) から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) <u>雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者コース助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</u></p> <p>(2) <u>法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人(以下「出向者」という。)に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。)が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。)</u></p>

六 旧第 42 条の 12 の 6 (革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第 42 条の 12 の 6 (革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(圧縮記帳の適用を受けた特定ソフトウェア等の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>42 の 12 の 6-1 措置法令第 27 条の 12 の 6 第 2 項に規定する特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が 5,000 万円以上であるかどうかを判定する</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p><u>場合において、その特定ソフトウェア並びに機械及び装置並びに器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42 の 12 の 6 - 3(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（42 の 12 の 6 - 3(2)に掲げる場合にあっては 42 の 12 の 6 - 3(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</u></p> <p><u>42 の 12 の 6-2 措置法第 42 条の 12 の 6 第 1 項に規定する認定革新的データ産業活用事業者が、その取得又は製作をした同項に規定する革新的情報産業活用設備（以下 42 の 12 の 6 - 3 までにおいて「革新的情報産業活用設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該革新的情報産業活用設備が専ら当該認定革新的データ産業活用事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該革新的情報産業活用設備は当該認定革新的データ産業活用事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p><u>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</u></p> <p><u>42 の 12 の 6-3 措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項に規定する税額控除限度額を計算する場合における革新的情報産業活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得又は製作をした革新的情報産業活用設備につき、当該取得又は製作をして事業の用に供した事業年度（以下 42 の 12 の 6 - 3 において「供用年度」という。）において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合</u> <u>令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(2) <u>法人が取得又は製作をした革新的情報産業活用設備につき、供用年度後の事業年度において法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p>(注) 1 <u>(2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p>2 <u>革新的情報産業活用設備の供用年度において、当該革新的情報産業活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達 10-2-2（連結基本通達 9-2-3 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(革新的情報産業活用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>42 の 12 の 6-4 法人が措置法第 42 条の 12 の 6 第 1 項（同法第 68 条の 15 の 7 第 1 項を含む。）に規定する革新的情報産業活用設備を事業の用に供した日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。）後の事業年度において当該革新的情報産業活用設備の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった革新的情報産業活用設備に係る措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項（同法第 68 条の 15 の 7 第 2 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>行うものとする。</u>

七 第 46 条（障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 46 条（障害者を雇用する場合の<u>特定機械装置</u>の割増償却）関係</p> <p>46-3 <u>削 除</u></p>	<p>第 46 条（障害者を雇用する場合の<u>機械等</u>の割増償却）関係</p> <p><u>（工場用の建物及びその附属設備の意義等）</u></p> <p>46-3 <u>45-6 及び 45-7 の取扱いは、措置法第 46 条第 1 項に規定する工場用建物及びその附属設備について準用する。</u></p>

八 旧第 47 条（企業主導型保育施設用資産の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第 47 条（企業主導型保育施設用資産の割増償却）関係</u></p> <p><u>（特別償却の対象となる建物の附属設備）</u></p> <p>47-1 <u>措置法第 47 条第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>



九 第 47 条 ((特定都市再生建築物の割増償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 47 条</u> ((特定都市再生建築物の割増償却) 関係)</p> <p>(特定都市再生建築物の範囲)</p> <p><u>47-1</u> 措置法第 47 条第 1 項……………</p> <p>(特定都市再生建築物に該当する建物附属設備の範囲)</p> <p><u>47-2</u> 措置法第 47 条第 3 項……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(用途変更等があった場合の適用)</p> <p><u>47-3</u> 措置法第 47 条第 1 項……………</p> <p>④ ……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p><u>47-4</u> 措置法第 47 条第 1 項……………</p>	<p><u>第 47 条の 2</u> ((特定都市再生建築物の割増償却) 関係)</p> <p>(特定都市再生建築物の範囲)</p> <p><u>47 の 2-1</u> 措置法第 47 条の 2 第 1 項……………</p> <p>(特定都市再生建築物に該当する建物附属設備の範囲)</p> <p><u>47 の 2-2</u> 措置法第 47 条の 2 第 3 項……………</p> <p><u>47 の 2-3</u> 削 除</p> <p>(用途変更等があった場合の適用)</p> <p><u>47 の 2-4</u> 措置法第 47 条の 2 第 1 項……………</p> <p>④ ……………</p> <p>(資本的支出)</p> <p><u>47 の 2-5</u> 措置法第 47 条の 2 第 1 項……………</p>

十 第 55 条～第 57 条の 8 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p>55～57 の 8(共) -2 ……………<u>特定災害防止準備金等</u>……………</p>	<p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p>55～57 の 8(共) -2 ……………<u>金属鉱業等鉱害防止準備金等</u>……………</p> <p>…</p>

改 正 後	改 正 前
(注) .....	(注) .....

十一 旧第 55 条の 2 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<b>第 55 条の 2 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</b>
(廃 止)	<p><u>(積立限度超過額の認容)</u></p> <p><b>55 の 2-1</b> 法人が金属鉱業等鉱害防止準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第 55 条の 2 第 2 項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第 3 項第 4 号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。<u>この場合において、法人が計上していた金属鉱業等鉱害防止準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(損金の額に算入されなかった金属鉱業等鉱害防止準備金がある場合)</u></p> <p><b>55 の 2-2</b> 法人が金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている特定施設(措置法第 55 条の 2 第 1 項に規定する特定施設をいう。)について、既に積み立てた金属鉱業等鉱害防止準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第 2 項に規定する「<u>鉱害防止事業を実施する場合において、同法第 9 条の規定により当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたとき</u>」の同項の規定により益金の額に算入する金額は、<u>損金算入により積</u></p>

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p><u>み立てられた金属鉱業鉱害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした鉱害防止積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。</u></p> <p><u>(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><b>55の2-3</b> <u>金属鉱業等鉱害防止準備金(連結事業年度において積み立てた金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。)の額の益金算入等については、55-18の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

**十二 第 56 条 (特定災害防止準備金) 関係**

改 正 後	改 正 前
<p><u>(積立限度超過額の認容)</u></p> <p><b>56-1</b> <u>法人が特定災害防止準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第 56 条第 2 項の規定により益金の額に算入すべき金額を超過ときは、その超過金額は同条第 3 項第 6 号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた特定災害防止準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超過金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u></p> <p><u>(損金の額に算入されなかった特定災害防止準備金がある場合)</u></p> <p><b>56-2</b> <u>法人が特定災害防止準備金を積み立てている特定廃棄物最終処分場(措置法第 56 条第 1 項に規定する特定廃棄物最終処分場をいう。)について、既に積</u></p>	<p>(新 設)</p>          <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>み立てた特定災害防止準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第2項に規定する「維持管理を行う場合において、同法第8条の5第6項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたとき」の同項の規定により益金の額に算入する金額は、損金算入により積み立てられた特定災害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした維持管理積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>56-3</u> .....</p> <p>.....<u>55-18</u>.....</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>56-1</u> .....</p> <p>.....<u>55-18</u> <u>及び 55の2-1</u>.....</p>

十三 第57条の4(原子力発電施設解体準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>57の4-1</u> .....</p> <p>.....<u>56-1</u>.....</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>57の4-1</u> .....</p> <p>.....<u>55の2-1</u>.....</p>

十四 第57条の4の2(特定原子力施設炉心等除去準備金)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>57の4の2-1</u> .....</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>57の4の2-1</u> .....</p>

改 正 後	改 正 前
…………… <u>56-1</u> 及び <u>56-2</u> ……………	…………… <u>55の2-1</u> 及び <u>55の2-2</u> ……………

十五 第 57 条の 5 (《保険会社等の異常危険準備金》) 関係

改 正 後	改 正 前
(《 <u>特定災害防止準備金</u> の取扱いの準用) 57 の 5-7 …………… <u>56-1</u> ……………	(《 <u>金属鉱業等鉱害防止準備金</u> の取扱いの準用) 57 の 5-7 …………… <u>55の2-1</u> ……………

十六 第 57 条の 7 (《関西国際空港用地整備準備金》) 関係

改 正 後	改 正 前
(《海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 57 の 7-2 …………… <u>56-1</u> ……………	(《海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 57 の 7-2 …………… <u>55の2-1</u> ……………

十七 第 57 条の 7 の 2 (《中部国際空港整備準備金》) 関係

改 正 後	改 正 前
(《海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 57 の 7 の 2-2 …………… <u>56-1</u> ……………	(《海外投資等損失準備金の取扱い等の準用) 57 の 7 の 2-2 …………… <u>55の2-1</u> ……………

十八 第 57 条の 8 ((特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)	(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)
57 の 8-8 ..... <u>56-1</u> .....	57 の 8-8 ..... <u>55 の 2-1</u> .....

十九 第 58 条 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)	(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)
58-17 ..... <u>56-1</u> .....	58-17 ..... <u>55 の 2-1</u> .....

二十 第 61 条の 2 ((農業経営基盤強化準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)	(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)
61 の 2-2 ..... <u>56-1</u> .....	61 の 2-2 ..... <u>55 の 2-1</u> .....

二十一 第 61 条の 4 ((交際費等の損金不算入) 関係)

改 正 後	改 正 前
(交際費等の損金不算入額を計算する場合の資本金の額又は出資金の額等)	(交際費等の損金不算入額を計算する場合の資本金の額又は出資金の額等)
61 の 4(2)-1 <u>措置法第 61 条の 4 第 1 項</u> .....	61 の 4(2)-1 <u>措置法第 61 条の 4 第 2 項</u> .....

二十二 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>62 の 3(1)－11 ……………</p> <p>(1) 昭和 45 年 10 月 23 日付建設省告示第 1552 号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第 9 ①ただし書……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>62 の 3(5)－15 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 7 号及び第 11 号……………措置 法令第 38 条の 4 第 22 項第 2 号ロ……………</p> <p>(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5)－16 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号……………</p> <p>(1) 同項第 11 号……………</p> <p>(2) 同項第 11 号……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62 の 3(5)－17 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 13 号イ又は第 14 号イ……………</p> <p>…</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p>	<p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>62 の 3(1)－11 ……………</p> <p>(1) 昭和 45 年 10 月 23 日付建設省告示第 1552 号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第 7 ①ただし書……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>62 の 3(5)－15 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 7 号、第 8 号及び第 10 号…………… ……措置法令第 38 条の 4 第 21 項第 2 号ロ……………</p> <p>(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5)－16 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号……………</p> <p>(1) 同項第 10 号……………</p> <p>(2) 同項第 10 号……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62 の 3(5)－17 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ… ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>62の3(5)－18 <u>措置法第62条の3第4項第13号</u>……………<u>同号</u>…………… ……</p> <p>62の3(5)－19 <u>削 除</u></p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62の3(5)－21 <u>措置法規則第21条の19第2項第14号</u>……………<u>同号</u>…………… ……………<u>措置法規則第21条の19第10項第2号イ及びロ</u>……………</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>62の3(5)－22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>同項第11号</u>……………</p> <p>(3) <u>同項第13号又は第14号</u>……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>62の3(5)－23 ……………</p> <p>(注) <u>同項第11号</u>……………</p>	<p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>62の3(5)－18 <u>措置法第62条の3第4項第12号及び第13号</u>……………<u>同</u> <u>項第12号ロ</u>……………</p> <p><u>(宅地の造成の意義)</u></p> <p>62の3(5)－19 <u>措置法第62条の3第4項第12号に規定する「一団の宅地の造成」</u> <u>には、住宅建設の用に供される一団の宅地の造成のほか、工業団地の用に供さ</u> <u>れる一団の宅地の造成又は住宅、店舗、工業団地等の2以上の用途に供される</u> <u>一団の宅地の造成も含まれることに留意する。</u></p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62の3(5)－21 <u>措置法規則第21条の19第2項第12号又は第14号</u>…………… …<u>措置法第62条の3第4項第12号又は第14号</u>……………<u>措置法規則第</u> <u>21条の19第11項第2号イ及びロ</u>……………</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>62の3(5)－22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>同項第10号</u>……………</p> <p>(3) <u>同項第12号、第13号又は第14号</u>……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>62の3(5)－23 ……………</p> <p>(注) <u>同項第10号</u>……………</p>



改 正 後	改 正 前
<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>62の3(5)－32 <u>措置法規則第21条の19第10項第1号イ(1)</u>……………</p>	<p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>62の3(5)－32 <u>措置法規則第21条の19第11項第1号イ(1)</u>……………</p>
<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62の3(5)－33 <u>措置法規則第21条の19第10項第1号イ(2)</u>……………<u>措置</u> <u>法規則第21条の19第10項第1号イ(2)</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62の3(5)－33 <u>措置法規則第21条の19第11項第1号イ(2)</u>……………<u>措置</u> <u>法規則第21条の19第11項第1号イ(2)</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>
<p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>62の3(5)－34 ……………</p> <p>……………<u>同条第4項第13号から第16号まで</u>……………<u>同条第4項</u> <u>第13号から第16号まで</u>……………<u>措置法規則第21条の19第2項第13</u> <u>号から第16号まで</u>……………</p>	<p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>62の3(5)－34 ……………</p> <p>……………<u>同条第4項第12号から第16号まで</u>……………<u>同条第4項</u> <u>第12号から第16号まで</u>……………<u>措置法規則第21条の19第2項第12</u> <u>号から第16号まで</u>……………</p>
<p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62の3(6)－10 ……………</p> <p>(注) ……………<u>措置法第62条の3第4項第13号から第16号まで</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62の3(6)－10 ……………</p> <p>(注) ……………<u>措置法第62条の3第4項第12号から第16号まで</u>……………</p> <p>……………</p>
<p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>62の3(6)－11 ……………</p> <p>……………<u>同条第4項第13号から第16号まで</u>……………</p>	<p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>62の3(6)－11 ……………</p> <p>……………<u>同条第4項第12号から第16号まで</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>62の3(6)－12 …………… ……………措置法規則第21条の19第2項各号又は第10項各号…………… ……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>62の3(6)－13 …………… ……………措置法規則第21条の19第2項各号又は第10項各号…………… ……………</p>	<p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>62の3(6)－12 …………… ……………措置法規則第21条の19第2項各号又は第11項各号…………… ……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>62の3(6)－13 …………… ……………措置法規則第21条の19第2項各号又は第11項各号…………… ……………</p>

二十三 第63条((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>63(1)－12 ……………</p> <p>(1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第9①ただし書……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>63(1)－12 ……………</p> <p>(1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第7①ただし書……………</p> <p>(2) ……………</p>

二十四 第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>64(2) - 22 <u>削 除</u></p>	<p><u>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</u></p> <p>64(2) - 22 <u>第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行地区内の建築物に借家権を有する法人が都市再開発法又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による権利変換により借家権を取得しなかった場合に都市再開発法第 91 条第 1 項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 226 条第 1 項の規定により支払を受ける補償金で次に掲げるものについては、措置法第 64 条第 2 項第 2 号の補償金に該当するものとして取り扱う。この場合には、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類を保存していなければならないものとする。</u></p> <p><u>(1) 都市再開発法第 79 条第 3 項又は同法第 111 条の規定により読み替えられた同法第 79 条第 3 項の規定により権利変換計画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償金</u></p> <p><u>(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 212 条第 3 項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第 43 条の規定により読み替えられた同法第 212 条第 3 項の規定により権利変換計画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償金</u></p> <p><u>(3) 都市再開発法第 71 条第 3 項の規定による申出の理由が措置法令第 39 条第 7 項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、第一種市街地再開発事業の施行者が審査委員の過半数の同意を得て、又は市街地再開発審査会の議決を経てこれに該当するものと認めた場合に受ける補償金</u></p> <p><u>(4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 203 条第 3 項の規定による申出の理由が措置法令第 39 条第 10 項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、防災街区整備事業の施行者が審査委員の過半数の同意を得て、又は防災街区整備審査会の議決を経てこれに該当するものと認め</u></p>

改 正 後

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1 .....

別表1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑤0	(イ) 施設建築物の一部を取得する権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利……			※
	……第71条第1項又は第3項…			
	(ロ) 都市再開発法第79条第3項の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は同法第111条の規定により読み替えられた同項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権……			
	(ハ) 都市再開発法第71条第1項又は第3項……同			

改 正 前

た場合に受ける補償金

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1 .....

別表1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑤0	(イ) 施設建築物の一部を取得する権利……			※
	……第71条第1項……			
	(ロ) 都市再開発法第79条第3項(同法第111条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分……			
	(ハ) 都市再開発法第71条第1項… …同法第87条…			

改 正 後					改 正 前				
<p>法第 87 条又は第 88 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項……</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>(ホ) ……………</p> <p>(ハ) ……………</p> <p>……施設建築物の一部又は施設建築物の一部についての借家権……当該施設建築物の一部を取得する権利又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利……</p> <p>(ト) ……………</p>					<p>…</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>(ホ) ……………</p> <p>(ハ) ……………</p> <p>……施設建築物の一部……当該施設建築物の一部を取得する権利……</p> <p>(ト) ……………</p>				
<p>50 の 2 ……………</p> <p>(イ) 防災施設建築物の一部を取得する権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利……</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>……第 3 項の規定により防災施設建築物の一部等若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は密集市街地……</p>	<p>……第 203 条第 1 項又は第 3 項……</p>			※ ……………	<p>50 の 2 ……………</p> <p>(イ) 防災施設建築物の一部を取得する権利……</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>……第 3 項(密集市街地……の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により防災施設建築物の一部等又は防災建築施設の部分……</p>	<p>……第 203 条第 1 項……</p>			(※) ……………

改 正 後					改 正 前				
<p>の規定により読み替えられた同項の規定により防災建築施設の部分若しくは防災施設建築物の一部についての借家権……</p> <p>(ハ) ……………</p> <p>……第1項又は第3項……第221条又は第222条第1項、第2項若しくは第5項……</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>(ホ) ……………</p> <p>……防災施設建築物の一部又は防災施設建築物の一部についての借家権……取得する権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利……</p>					<p>(ハ) ……………</p> <p>……第1項……第221条……</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>(ホ) ……………</p> <p>……防災施設建築物の一部……取得する権利……</p> <p>…</p>				
<p>⑥4(イ) ……………</p> <p>(ロ) ……………</p>	<p>これらの土地の上にある資産及び当該資産……</p>	<p>これらの……</p>	<p>……………</p>	<p>※ ……………</p>	<p>⑥4(イ) ……………</p> <p>(ロ) ……………</p>	<p>これらに該当する資産及び資産……</p>	<p>当該資産のある……</p>	<p>……………</p>	<p>※ ……………</p>

二十五 第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(補償金の支払請求等の時期)</p> <p>65 の 2-4 ……………</p> <p>……………<u>同法第 5 条第 1 項第 7 号</u>……………</p> <p>(許可を要しないこととなった日の意義)</p> <p>65 の 2-6 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>農地法第 5 条第 1 項第 7 号</u>……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(補償金の支払請求等の時期)</p> <p>65 の 2-4 ……………</p> <p>……………<u>同法第 5 条第 1 項第 6 号</u>……………</p> <p>(許可を要しないこととなった日の意義)</p> <p>65 の 2-6 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>農地法第 5 条第 1 項第 6 号</u>……………</p> <p>(2) ……………</p>

二十六 第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

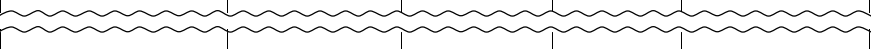
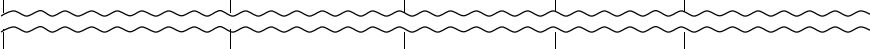


改 正 後	改 正 前																																																																																										
<p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 ……………</p> <p style="text-align: center;">別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根 拠 条 項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑫</td> <td>(イ)</td> <td></td> <td></td> <td>※ 1</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>(ロ)</td> <td></td> <td></td> <td>※ 2</td> </tr> <tr> <td>(ロ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 3</td> </tr> <tr> <td>(ハ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 4</td> </tr> <tr> <td>(ニ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(ホ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>自動車特定整備</u></td> <td></td> <td></td> <td>※ 7</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>事業</u>……</td> <td></td> <td></td> <td>……の附則……</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	⑫	(イ)			※ 1	(イ)	(ロ)			※ 2	(ロ)				※ 3	(ハ)				※ 4	(ニ)				※ 5	(ホ)				※ 6		<u>自動車特定整備</u>			※ 7		<u>事業</u> ……			……の附則……	<p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 ……………</p> <p style="text-align: center;">別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根 拠 条 項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑫</td> <td>(イ)</td> <td></td> <td></td> <td>※ 1</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>(ロ)</td> <td></td> <td></td> <td>※ 2</td> </tr> <tr> <td>(ロ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 3</td> </tr> <tr> <td>(ハ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 4</td> </tr> <tr> <td>(ニ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 5</td> </tr> <tr> <td>(ホ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>自動車分解整備</u></td> <td></td> <td></td> <td>※ 7</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>事業</u>……</td> <td></td> <td></td> <td>……附則……</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	⑫	(イ)			※ 1	(イ)	(ロ)			※ 2	(ロ)				※ 3	(ハ)				※ 4	(ニ)				※ 5	(ホ)				※ 6		<u>自動車分解整備</u>			※ 7		<u>事業</u> ……			……附則……
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考																																																																																							
⑫	(イ)			※ 1																																																																																							
(イ)	(ロ)			※ 2																																																																																							
(ロ)				※ 3																																																																																							
(ハ)				※ 4																																																																																							
(ニ)				※ 5																																																																																							
(ホ)				※ 6																																																																																							
	<u>自動車特定整備</u>			※ 7																																																																																							
	<u>事業</u> ……			……の附則……																																																																																							
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考																																																																																							
⑫	(イ)			※ 1																																																																																							
(イ)	(ロ)			※ 2																																																																																							
(ロ)				※ 3																																																																																							
(ハ)				※ 4																																																																																							
(ニ)				※ 5																																																																																							
(ホ)				※ 6																																																																																							
	<u>自動車分解整備</u>			※ 7																																																																																							
	<u>事業</u> ……			……附則……																																																																																							

改 正 後					改 正 前				
(ハ) ……………				※8 ……………	(ハ) ……………				※8 ……………
⑫ …………… ……同項の農地中 間管理機構(※2) ……	(イ) …………… (ロ) …………… (ハ) …………… ……左欄の農 地中間管理機 構に該当……	…… …… 都道府県知事	…… ……	※1 …………… ※2 農地中間管 理機構は……  ※3 ……………	⑫ …………… ……農地利用集積 団滑化団体等(※ 2) ……	(イ) …………… (ロ) …………… (ハ) …………… ……農地利用 集積団滑化団 体等に該当… …(買取りを する者が一般 社団法人若し くは一般財団 法人である農 業経営基盤強 化促進法第15 条第2項に規 定する農地利 用集積団滑化 団体である場 合又は同項に 規定する農地 中間管理機構 である場合に 限る。)	…… …… 都道府県知事 又は市町村長	…… ……	※1 …………… ※2 農地利用集 積団滑化団体等 が一般社団法人 又は一般財団法 人である農地利 用集積団滑化団 体である場合又 は農地中間管理 機構である場合 には…… ※3 ……………



二十七 第 65 条の 5 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)					(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)				
65 の 5-2 .....					65 の 5-2 .....				
別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
④ .....	(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... ……左欄の農地中間管理機構に……	……… ……… 都道府県知事	………	※1 農地中間管理機構は……  ※2 当該農地中間管理機構が行う事業とは、農業経営基盤強化促進法第 7 条… …で、同条第 1 号に掲げるものをいう。	④ .....	(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... ……又は同法第 11 条の 14 に規定する農地利用集積円滑化団体(※1)に対し、これらの法人が行う事業……	……… ……… 都道府県知事 又は市町村長	………	※1 農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である農地利用集積円滑化団体にあつては…… ※2 これらの法人が行う事業とは、次に掲げる事業をいう。 (イ) 農地中間管理機構が農業経営基盤強化促進法第 7 条… …(同条第 1 号に掲げるものに限る。) (ロ) 農地利用集積円滑化団体が行う農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑

改 正 後					改 正 前				
				※3 .....					化事業（同項第1号ロに掲げるものに限る。） ※3 .....
									
									

二十八 第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

改 正 後					改 正 前				
（工場等の建物及びその附属設備の範囲） 65の7(1)－17 .....					（工場等の建物及びその附属設備の範囲） 65の7(1)－17 .....				
.....（ <u>工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する区域内にあるもの及び福利厚生施設を除く。</u> ） (注) .....					.....（福利厚生施設を除く。.....） (注) .....				
（工場等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲） 65の7(1)－20 .....					（工場等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲） 65の7(1)－20 .....				
同表の <u>第6号</u> の下欄.....					同表の <u>第7号</u> の下欄.....				
（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用） 65の7(1)－22 .....					（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用） 65の7(1)－22 .....				
同表の <u>第6号</u> の上欄..... (注) .....					同表の <u>第7号</u> の上欄..... (注) .....				

改 正 後	改 正 前
<p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p>65の7(1)-30の2 <u>措置法第65条の7第1項の表の第6号の下欄</u>……………</p> <p>…</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p>65の7(1)-30の2 <u>措置法第65条の7第1項の表の第7号の下欄</u>……………</p> <p>…</p> <p>(注) ……………</p>
<p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p> <p>65の7(1)-30の3 ……………<u>措置法第65条の7第1項の表の第6号の下欄</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p> <p>65の7(1)-30の3 ……………<u>措置法第65条の7第1項の表の第7号の下欄</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>
<p>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</p> <p>65の7(1)-30の4 ……………</p> <p>……………<u>措置法第65条の7第1項の表の第6号の下欄</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</p> <p>65の7(1)-30の4 ……………</p> <p>……………<u>措置法第65条の7第1項の表の第7号の下欄</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>
<p>(船舶の範囲)</p> <p>65の7(1)-31 <u>措置法第65条の7第1項の表の第7号の上欄</u>……………</p>	<p>(船舶の範囲)</p> <p>65の7(1)-31 <u>措置法第65条の7第1項の表の第8号の上欄</u>……………</p>
<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>65の7(1)-31の2 <u>措置法令第39条の7第8項第1号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>65の7(1)-31の2 <u>措置法令第39条の7第8項第1号及び第9項第2号イ又はロ</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(日本船舶の意義)</p> <p>65 の 7(1) - 32 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 7 号の下欄……………</p>	<p>(日本船舶の意義)</p> <p>65 の 7(1) - 32 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 8 号の下欄……………</p>
<p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65 の 7(1) - 38 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号の上欄…………… ……………</p>	<p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65 の 7(1) - 38 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 7 号の上欄…………… ……………</p>
<p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>65 の 7(1) - 39 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号…………… … (1) …………… (2) ……………</p>	<p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>65 の 7(1) - 39 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 7 号…………… … (1) …………… (2) ……………</p>
<p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>65 の 7(1) - 40 …………… ……………措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号…………… …………… (1) …………… ……………同項の表の第 1 号又は第 6 号の上欄…………… (2) ……………</p>	<p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>65 の 7(1) - 40 …………… ……………措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 7 号…………… …………… (1) …………… ……………同項の表の第 1 号又は第 7 号の上欄…………… (2) ……………</p>
<p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>65 の 7(1) - 41 …………… ……………措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号の上欄……………</p>	<p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>65 の 7(1) - 41 …………… ……………措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 7 号の上欄……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</p> <p>65の7(3)-2 .....措置法第65条の7第1項の表の第1号から<u>第6号</u>まで.....</p> <p>.....</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65の7(3)-12 .....</p> <p>.....措置法第42条の5、第42条の6、第42条の9から第42条の11の3まで、第42条の12の3、第42条の12の4 <u>及び第43条</u>から第48条まで.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>④1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65の7(3)-13 .....措置法第42条の5、第42条の6、第42条の9から第42条の11の3まで、第42条の12の3、第42条の12の4 <u>及び第43条</u>から第48条まで.....</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65の7(4)-8 .....</p>	<p>.....</p> <p>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</p> <p>65の7(3)-2 .....措置法第65条の7第1項の表の第1号から<u>第9号</u>まで.....</p> <p>.....</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65の7(3)-12 .....</p> <p>.....措置法第42条の5、第42条の6、第42条の9から第42条の11の3まで、第42条の12の3、第42条の12の4、<u>第42条の12の6、第43条から第44条の3及び第44条の5</u>から第48条まで.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>④1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65の7(3)-13 .....措置法第42条の5、第42条の6、第42条の9から第42条の11の3まで、第42条の12の3、第42条の12の4、<u>第42条の12の6、第43条から第44条まで、第44条の3及び第44条の5</u>から第48条まで.....</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65の7(4)-8 .....</p>

改 正 後	改 正 前
付表 .....	付表 .....
特定の資産の譲渡 に伴う特別 勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書の記載の仕 方	特定の資産の譲渡 に伴う特別 勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書の記載の仕 方
1 .....	1 .....
2 .....	2 .....
3 .....	3 .....
4 .....	4 .....
5 .....	5 .....
6 .....	6 .....
(1) <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 7 号の下欄</u> .....	(1) <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 8 号の下欄</u> .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....
7 .....	7 .....

二十九 第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 (内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(全てに従事していることの範囲)	(全てに従事していることの範囲)
66 の 6-16 .....	66 の 6-16 .....
..... <u>第 9 項第 3 号イ(1)(ii)</u> ..... <u>措置法令第 39 条の 17</u>	..... <u>第 9 項第 3 号</u> ..... <u>措置法令第 39 条の 17 の 3 第 10</u>
<u>の 3 第 10 項第 1 号から第 3 号まで</u> .....	<u>項第 1 号及び第 2 号</u> .....

三十 第 66 条の 13 ((特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 66 条の 13 ((特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例) 関係</u></p> <p><u>(特定株式の取得の日の判定)</u></p> <p><u>66 の 13-1 措置法第 66 条の 13 第 1 項に規定する特定株式 (以下「特定株式」という。) の取得の日の判定は、次による。ただし、外国法人の発行した特定株式について、その本店又は主たる事務所の所在する国の法令にこれと異なる定めがある場合には、当該法令に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 金銭の払込みによる増資により取得した特定株式は、当該払込みの期日 (当該払込みの期間が定められている場合には当該払込みを行った日) による。</u></p> <p><u>(2) 新株予約権の行使 (新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。) により取得した特定株式は、当該新株予約権を行使した日による。</u></p> <p><u>(特定株式の評価減をした場合の帳簿価額の減額)</u></p> <p><u>66 の 13-2 法人がその有する特定株式について帳簿価額を減額した場合において、措置法第 66 条の 13 第 1 項又は第 11 項第 6 号の規定の適用に当たっては、措置法令第 39 条の 24 の 2 第 13 項各号に掲げる各株式のいずれの帳簿価額からその減額をした金額を減額するかは、法人の計算によるものとする。</u></p> <p><u>(特別勘定繰入限度超過額の区分計算)</u></p> <p><u>66 の 13-3 法人が同一事業年度において、措置法第 66 条の 13 第 1 項の規定の適用を受け、特定株式のいずれについても同項に規定する特別勘定 (以</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>





改 正 後	改 正 前
<p><u>告書等を青色申告書により提出できる者でないときがこれに含まれることに留意する。ただし、法人が、それぞれ次に掲げる事業年度（(1)の事業年度を除く。）につき、法第122条第2項第5号、第6号又は第8号に規定する提出期限までに同条第1項の青色申告書の提出の承認申請を行い、当該事業年度につき法第121条に規定する青色申告に係る承認を受けた場合には、措置法第66条の13第7項の規定の適用はない。</u></p> <p><u>(1) 法第4条の5第1項の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合 最後の連結事業年度の翌事業年度</u></p> <p><u>(2) 法第4条の5第2項の規定により法第4条の2の承認を取り消された場合 最後の連結事業年度の翌事業年度</u></p> <p><u>(3) 法第4条の5第3項の承認を受けた場合 最後の連結事業年度の翌事業年度</u></p> <p><u>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</u></p> <p><u>66の13-6 措置法第66条の13第8項及び第9項の規定を適用する場合において、特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかは、その特別勘定の対象となる特定株式のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>(特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合の意義)</u></p> <p><u>66の13-7 措置法第66条の13第11項第1号に規定する「特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合」には、特定株式の併合によりその株式数が減少したことは含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(特定株式の評価減を否認した場合の特別勘定の取扱い)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>66 の 13-8 法人が、特別勘定に係る特定株式についてその帳簿価額を減額したため、措置法第 66 条の 13 第 11 項第 6 号の規定により当該特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入した場合において、当該特定株式に係る当該減額後の帳簿価額が時価を下回るため当該減額が認められないこととなる金額があり、かつ、その取り崩した金額が帳簿価額の減額が認められた金額を基礎として同号の規定により取り崩すべきこととなる金額を超えるときは、その超える部分の金額は、同項第 8 号の規定により取り崩した金額に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(換算差損を計上した場合の特別勘定の取崩し)</u></p> <p><u>66 の 13-9 法人が特別勘定を設けている場合において、当該特別勘定に係る特定株式で外貨建てのものにつき当該事業年度終了の時ににおいて令第 122 条の 3 の規定により換算を行ったため換算差損が生じたときは、当該特別勘定の金額のうち、当該換算差損の金額に相当する金額を取り崩して益金の額に算入することに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、当該換算差損の金額に相当する金額については、措置法令第 39 条の 24 の 2 第 10 項第 1 号の規定により計算することに留意する。</u></p> <p><u>(取得の日から 5 年を経過した特定株式に係る特別勘定を取り崩した場合の取扱い)</u></p> <p><u>66 の 13-10 措置法第 66 条の 13 第 12 項の規定の適用を受ける特別勘定の金額については、同条第 2 項から第 11 項までの規定の適用がないのであるから、その後、当該特別勘定の金額を取り崩した場合であっても、その取り崩した金額は益金の額に算入しないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

三十一 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第121号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第21号）をいう。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>